

令和4年2月20日から 長期優良住宅の認定申請をする方 へ

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部施行に伴い、
以下のように変更になります。

1. 適合証から確認書へ変わります。

従来、認定申請前に登録住宅性能評価機関で行っていた技術的審査（適合証を活用した技術的審査）が無くなり、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第1項及び同条第2項に基づき、登録住宅性能評価機関へ長期使用構造等であることの確認を行う制度が創設されました。

この制度の創設により、登録住宅性能評価機関から長期使用構造等である旨が記載された確認書又は住宅性能評価書が発行されることとなりますので、認定申請をする際には、確認書又は長期使用構造等であることが記載された住宅性能評価書の写しを添付してください。

※適合証を活用した認定申請は、**令和4年2月18日**までに申請してください。

2. 手数料が変わります。

区分		住宅1棟あたりの手数料額（注1）			
		登録住宅性能評価機関により確認書等（注2）発行されたもの		左記以外	
		新築	増築・改築	新築	増築・改築
一戸建ての住宅（注3）		8,000 円	12,000 円	41,000 円	62,000 円
共同住宅等（注4）	5 戸以内	15,000 円	23,000 円	101,000 円	152,000 円
	6～10 戸	26,000 円	40,000 円	163,000 円	244,000 円
	11～25 戸	41,000 円	62,000 円	322,000 円	483,000 円
	26～50 戸	72,000 円	108,000 円	586,000 円	879,000 円
	51～100 戸	117,000 円	176,000 円	1,020,000 円	1,531,000 円
	101～200 戸	196,000 円	295,000 円	1,890,000 円	2,835,000 円
	201～300 戸	245,000 円	367,000 円	2,706,000 円	4,060,000 円
	301 戸～	268,000 円	403,000 円	3,313,000 円	4,970,000 円

- 注1 申請1件（1戸）あたりの手数料：共同住宅の場合、表の額を申請対象戸数で割った額となります。（100円未満の端数がある場合は切り捨て）
- 注2 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の長期使用構造等である旨が記載された確認書及び住宅性能評価書又はこれらの写し
- 注3 一戸建ての住宅：住宅以外の用途に供する部分がないもの（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第4条第1項第1号）
- 注4 共同住宅等：上記の「一戸建ての住宅」以外のもの 共同住宅、長屋、併用住宅等（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第4条第1項第2号）